

東京都北区デジタル推進条例施行規則を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長

山

田

加

奈

子

東京都北区規則第三十六号

東京都北区デジタル推進条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京北区デジタル推進条例（令和六年三月東京都北区条例第二号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

2 条例等に規定する手続等を、条例第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特段の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

3 条例等に規定する手続等（条例第六条から第九条までの規定を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特段の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）
第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 申請等をする者又は区の機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 条例第六条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、区の機関等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該区の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 条例第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、区の機関等の定めるところにより、当該区の機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他区の機関等が必要と認められる事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の申請等をする者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当

- 該電子署名に係る電子証明書（区の機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、区の機関等の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるときは、この限りでない。
- 一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書
 - 二 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）
 - 三 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
 - 四 前三号に掲げるもののほか、区の機関等が定める電子証明書
- 3 条例第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は前項ただし書に規定する措置を行うことをいう。
- 4 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写し

を正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

（情報通信技術による手数料の納付）

第五条 条例第六条第五項に規定する情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第六条 条例第六条第六項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると区の機関等が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあるとの機関等が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第七条 条例第七条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、区の機関等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機で

あつて当該区の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。
(電子情報処理組織による処分通知等)

第八条 区の機関等は、条例第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、区の機関等の定めるところにより、区の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて区の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること又は区の機関等の定める方法により当該処分通知等を行った区の機関等を確認するための措置を行うことをいう。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)
第九条 条例第七条第一項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- 一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の区の機関等の定めるところによる届出

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第十条 条例第七条第五項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると区の機関等が認める場合

二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある
と区の機関等が認める場合

（電磁的記録による縦覧等）

第十一条 区の機関等は、条例第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該区の機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第十二条 区の機関等は、条例第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該区の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して

おくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 条例第九条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付すること又は区の機関等の定める方法により当該作成等を行った区の機関等を確認するための措置を行うことをいう。

(適用除外)

第十三条 条例第十条第一号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる手続等とする。

一 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると区長が認める手続等

二 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事務所に備え付ける必要があると区長が認める手続等

三 前二号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと区長が認める手続等

(添付書面等の省略)

第十四条 条例第十一条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)第五

条に規定するもののほか、区の機関等が別に定めるものとする。

（委任）

第十五条 この規則に定めるもののほか、条例等に規定する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、区の機関等が定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（東京都北区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の廃止）

2 東京都北区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十七年三月東京都北区規則第三十六号）は、廃止する。